

(案)

令和7年1月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎 様

名古屋市環境影響評価審査会
会 長 佐 野 泰 之

環境影響評価技術指針の改定について（答申）

令和6年12月20日付け6環対第149号により諮問のありました環境影響評価技術指針（平成11年名古屋市告示第127号）の改定につきまして調査審議し、結論を得ましたので、次のとおり答申します。

環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）については、前回の改定から10年以上が経過しており、今日的な環境問題等に適切に対応するため、別添のとおり改定することが必要です。

なお、環境影響評価技術指針解説書についても、改定後の技術指針の内容をもとに環境影響評価に係る最新の知見等を踏まえ、内容を見直すことが必要です。

1 改定に当たっての基本的な考え方

最新の知見を踏まえた調査・予測の方法や技術的な用語の改定、根拠法令等の追加・改正に伴う改定などを反映させるため、環境影響評価技術指針を改定する。

2 改定内容

(1) 別表 2について

「第 3次名古屋市環境基本計画」を「第 4次名古屋市環境基本計画」に改める。

(2) 別表 4について

ア 大気質について

(ア) 大気質の状況の調査方法について、参考とするマニュアル等を最新の資料に改める。

(イ) 大気質の予測項目について、「③大気中微小粒子状物質は、予測・評価技術が確立された際は予測項目とする。」の記述は削除する。

イ 騒音について

(ア) 騒音の状況の調査方法について、参考とするマニュアル等を最新の資料に改める。

(イ) 「日本工業規格 Z 8731」を「日本産業規格 Z 8731」に改める。

ウ 振動について

「日本工業規格 Z 8735」を「日本産業規格 Z 8735」に改める。

エ 水質・底質について

(ア) 水質の状況の調査方法について、参考とする告示等を改める。

(イ) 底質の状況の調査方法について、参考とする通知を改める。

オ 地下水、地盤、地形・地質について

「(社)地盤工学会」を「(公社)地盤工学会」に改める。

カ 土壌について

土壌の状況の調査方法について、参考とするガイドラインを最新の資料に改める。また、「(社)地盤工学会」を「(公社)地盤工学会」に改める。

キ 電波障害について

テレビジョン放送電波の受信状況の調査方法について、参考とする要領を最新の資料に改める。

(3) 別表 5について

「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。